平成２２年（フ）第１３４号
三重県鈴鹿市白子町3032番地の１　コーポ白子西光洋204号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市国府町2919番地の13
債務者　椎名　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２１号
三重県鈴鹿市稲生４丁目18番18号　エスポアヒルズ205号
債務者　稲原　崇道
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２６号
三重県津市久居野村町782番地１
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２９号
三重県津市久居野村町782番地１
債務者　田中かをる
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４２号
三重県津市高野尾町3080番地189
債務者　石丸　富子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４６号
三重県亀山市川合町773番地15、前住所三重県亀山市和田町1169番地の１
債務者　川本　　映
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４９号
三重県鈴鹿市岸岡町3659番地、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘３丁目８番20号
債務者　鎌下　慎也
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５０号
三重県松阪市曽原町677番地２、前住所三重県多気郡明和町大字馬之上213番地16
債務者　丹羽　　等
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５１号
三重県津市久居二ノ町1750番地、前住所三重県松阪市嬉野平生町938番地４
債務者　枇杷の木こと　森本美和子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５２号
三重県津市木造町923番地３
債務者　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５３号
三重県鈴鹿市道伯町2212　道伯マンション101号室、住民票上の住所三重県津市久居射場町60番地　射場コーポＢ401号
債務者　松倉　義夫
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６２号
三重県鈴鹿市道伯町2224番地、前住所愛知県名古屋市中川区尾頭橋４丁目11番20号　三翠荘106
債務者　小関　克司
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７３号
三重県亀山市西町500番地２
債務者　村上　治代
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４号
三重県伊賀市久米町51番地の２
債務者　廣島亜紀子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４６号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山1354番地１
債務者　石神　誠次
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６０９号
神戸市須磨区板宿町３丁目14番１号正本文化１階２号室
債務者　木下　正幸
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９８号
神戸市北区花山台４番24号
債務者　島　　義雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０３号
神戸市兵庫区中道通８丁目３番16―705号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町３丁目６番７―405号
債務者　田下　正義
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部